

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 3 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380082

研究課題名(和文) 雇用領域における複合差別法理の研究

研究課題名(英文) A Legal Study of Multiple Discrimination in Employment

研究代表者

浅倉 むつ子 (ASAKURA, Mutsuko)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：80128561

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果の概要：雇用分野における複合差別禁止法理が有する差別の是正・救済可能性を明らかにするために、近年のイギリス、EU、日本の雇用差別をめぐる立法動向と判例法理について研究した。これら一連の研究から、イギリスの2010年平等法が各種の差別是正について効果をあげていること、日本にも存在するマイノリティ女性の複合的差別状況の解決を図る方法としては包括的差別禁止立法の構想が重要であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In order to clarify the effectiveness of correcting and redressing cumulative discriminations in the field of employment which the anti-multiple discrimination provision possesses, I studied legislative trends and case doctrines over recent employment discrimination in the UK, EU and Japan. These researches show that the Equality Act 2010 in the UK does make express provision for discrimination on more than one ground and it is effective in correcting various discriminations. A framework for recognition of multiple forms of discrimination becomes a key part of the comprehensive discrimination legislation.

研究分野：労働法・ジェンダー法

キーワード：複合差別 雇用差別禁止法 マイノリティ女性 性差別 イギリス平等法 女性差別撤廃条約

1. 研究開始当初の背景

女性差別撤廃条約に基づき設けられている女性差別撤廃委員会 (CEDAW) は、2010 年に「一般的勧告 28 号」を採択し、ここにおいて、女性に否定的影響を及ぼす他の要因と女性差別との不可分な結合の存在を指摘し、「複合差別の禁止」を締約国の一般的義務として位置づけた。日本も、同条約批准以来、数次にわたり、CEDAW による国家報告審査を受けてきたが、同委員会の 2009 年 8 月の最終見解は、とくにマイノリティ女性に対する差別撤廃のために暫定的特別措置を含む効果的な措置をとることなどを求めている。とはいえ本研究開始当時は、マイノリティ女性の公的な実態調査はほとんどなく、複合差別とはいかなるものであるかという研究もほとんど存在しなかった。法的観点からの複合差別法理の研究はほぼ皆無という状況であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、性別・人種・年齢・障害・信条・性的指向など、多様な事由にもとづく差別禁止法制における「複合差別禁止規定」の整備状況を、明らかにすることである。とりわけ国際条約、イギリス、EU における具体的な法規定について検討する。

第二に、複合差別禁止法理が有する雇用差別の是正・救済可能性について研究することである。とくに、かかる複合差別禁止規定を雇用分野における具体的な事案に適用してきたイギリスの経験について、分析する。

第三に、日本における「複合差別」の禁止に関する新たな立法的・行政的施策の展望を示すことである。

3. 研究の方法

法的な課題に取り組む前提として、まず、性別とそれ以外の多様な事由による複合的な差別を受けている人々の実態について、当事者団体等による実態調査を分析した。この問題については、公的資料がほとんどなく、障害女性や、アイヌ・部落・在日コリアン・沖縄の女性による調査活動資料が有益であった。

そのうえで、上記に述べた第一と第二の研究目的のために、内外の法律文献や裁判例を可能なかぎり渉猟して、丹念に読み解き、分析した。

第三の研究目的のためには、ジュネーブにおいて 2016 年 2 月に行われた CEDAW による日本国家報告の第 5 次審査を傍聴した。事前に行われたさまざまな NGO のロビー活動や事後の提言活動から、また 2016 年 3 月に出された CEDAW の「総括所見」からも、日本における複合差別が抱える問題性を把握することができた。それらを踏まえて、日本の法制度改革に対する提言を行った。

4. 研究成果

(1) 差別禁止立法の 3 つのモデル

複合差別問題に取り組む際の前提的な知識として、差別を禁止する規定をもつ各国の憲法や法律には 3 つの類型があることを紹介する。第一は、差別事由を限定的にリスト化するものであり、イギリスの差別禁止法制が代表例である。イギリスではいくつかの差別禁止法の対象事由は、個別的で規制方法も統一されていなかったが、2010 年平等法によって包括的な立法へと統合された。第二は、アメリカが代表例であり、憲法上の平等保障という開かれたモデルである。いかなる「区別」「分類」も違法となりうるが、その範囲を調整する権限は司法にある。第三は、カナダや南アフリカであり、差別事由一覧を明記しながらもそれらは限定的ではなく、「～などの理由」と表記して、差別事由リストを拡大する可能性を残している。

(2) イギリスの複合差別禁止法理

イギリスでは、包括的な単一立法である 2010 年平等法が制定されたとき、複合的な二つの保護特性が結合する際の差別禁止規定として、「結合差別」禁止規定ができた (同法 14 条)。同条の特色は、単一の事由による直接差別と同じく、「不利益」な取扱いがあったことや、不利益が事由の結合によって生じたことの立証は必要であるが、他方、二つの保護事由のそれぞれについて差別があったことを立証する必要はない、としている点にある。これによって、救済すべき射程が拡大された。拡大された事案としては、以下のような 2 つの類型を示すことができる。使用者が黒人女性は顧客サービスを十分に履行できなかつたと考えたために、ある黒人女性が昇進できなかつたというような事案。たとえば白人女性や黒人男性が昇進しているとしても、黒人女性は、人種と性別の結合差別を受けたという申立をすることができる。バスの運転手が、イスラム教徒の男性はテロリストかもしれないと考えたために彼のバス乗車を拒否したというような事案。当該男性は、宗教もしくは性別という個別の理由に基づいて差別を主張できないかもしれないが、性別と宗教の結合した差別だと主張することができる。

以上のような事例が争われた裁判例を紹介し、分析した。

(3) 日本の法制度の問題点と解決のための課題

DEDAW による 2016 年の日本審査では、日本の法制度に性差別の定義がないこと、マイノリティ・グループに属する女性に対する「複合的 / 交差的差別」が禁止されていないこと、包括的な雇用差別を禁止する ILO111 号条約が批准されていないこと等の問題点が指摘された。

もっとも、日本でも近年では、性差別のみならず障害をめぐる差別禁止法制の議論が進展し、障害者差別解消をめぐるいくつかの法改正も行われた。そこで、日本でも、イギ

リスが行ったような包括的差別禁止立法を構想して、立法化に向けた議論を始めることが可能であり、かつ、必要である。

禁止されるべき差別事由としては、人種・民族的出身・国籍・皮膚の色、性別・性的指向・性自認、婚姻上の地位、妊娠・出産、年齢、障害、宗教・信条、社会的身分、雇用形態などの契約的属性が含まれるべきである。は雇用領域のみにおいて禁止されるべき差別事由である。このような包括的差別禁止立法を制定する重要なメリットのの一つが、いくつかの差別事由が重複する複合差別を違法とする条文を規定することである。複合差別禁止規定を新たに設ければ、同条を根拠として複合差別を根絶する政策が実施される。このような禁止規定を設けることによって差別救済の訴えは増大することが予想される。

包括的差別禁止立法では、禁止される差別の形態として、直接差別と間接差別の両方にわたる禁止規定をおくべきである。日本の現行法では、性別に関してのみ均等法7条が間接差別禁止規定をおき、しかも行政指導を可能とする3事例のみに限定している現状であるが、これは修正されねばならない。さらに、各種差別事由に関わってハラスメント行為が、それぞれ禁止されることが望ましい。

加えて、現行の差別禁止規定の実効性をいかに強化すべきか、という点についても検討した。雇用差別は重大な人権侵害であるという認識から、最終的には、法的強制力をもって差別的行為が排除される仕組みが必要である。とくに差別禁止規定が明確に私法的效果をもつ条文として位置づけられることが重要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計14件)

浅倉むつ子「ジェンダー視点からみた同一価値労働同一賃金原則の課題」『女性労働研究』(査読あり)61号、2017年3月、25頁～39頁

浅倉むつ子「同一価値労働同一賃金と法制度上の課題」『国際女性』(査読なし)30号、2016年12月、102頁～106頁

浅倉むつ子「イギリス平等法における複合差別禁止規定について」『ジェンダー法研究』(査読なし)3号、2016年11月、33頁～55頁

浅倉むつ子「女性差別撤廃委員会との『建設的対話』を」『労働法律旬報』(査読なし)1866号、2016年6月、6頁～8頁

浅倉むつ子「人権委員会との建設的対話」『生活経済政策』(査読なし)231号、2016年3月、2頁

浅倉むつ子「雇用分野のジェンダー平等はなぜ解消されないのか」『法社会学』(査読あり)82号、2016年3月、81頁～92頁

浅倉むつ子「労働時間法制のあり方を考える - 生活者の視点から」『自由と正義』(査読なし)67巻2号、2016年2月、41頁～49頁

浅倉むつ子「ポジティブ・アクション義務づけ立法を考える」『労働法律旬報』(査読なし)1853号、2015年12月、4頁～5頁

浅倉むつ子「『女性活躍新法』とポジティブ・アクション」『ジェンダー法研究』(査読なし)2号、2015年12月、19頁～36頁

浅倉むつ子・宮崎由佳・内藤忍「雇用差別禁止立法の実効性をどう確保するのか - イギリス2010年平等法を手がかりに」『ジェンダーと法』(査読あり)12号、2015年7月、151頁～155頁

浅倉むつ子「法の世界におけるジェンダー主流化の課題」『ジェンダー研究』(査読なし)1号、2014年12月、1頁～15頁

浅倉むつ子「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止」『部落解放研究』(査読なし)201号、2014年10月、89頁～110頁

浅倉むつ子「中国電力の賃金差別」『生活経済政策』(査読なし)212号、2014年9月、32頁～33頁

浅倉むつ子「イギリスの2010年平等法」『生活経済政策』(査読なし)209号、2014年6月、36頁～37頁

[学会発表](計4件)

浅倉むつ子「障害を理由とする雇用差別禁止の法的課題」日本障害法学会第1回学術総会、2016年12月10日、神奈川大学

浅倉むつ子「雇用分野のジェンダー平等」日本法社会学会2015年度学術大会、

2015年5月9日、首都大学東京

浅倉むつ子「ロースクール『ジェンダーと法』教育を担当して」、民主主義科学者協会法律部会 2014 年度学術大会、2014 年 11 月 29 日、龍谷大学大宮キャンパス

浅倉むつ子「イギリス 2010 年平等法の概要」、ジェンダー法学会第 12 回学術大会、2014 年 12 月 6 日、奈良女子大学

〔図書〕(計 7 件)

浅倉むつ子「包括的差別禁止立法の検討課題 - 雇用分野に限定して」、浅倉むつ子 = 西原博史編著『平等権と社会的排除』、2017 年 2 月、成文堂、3 頁～17 頁(総頁数 262 頁)

浅倉むつ子『雇用差別禁止の展望』2016 年 12 月、有斐閣、総頁数 632 頁

浅倉むつ子監修『ジェンダー法研究【特集】複合差別とジェンダー』第 4 号、2016 年 12 月、信山社、総頁数 189 頁

浅倉むつ子「多摩市条例 - 『先進的』と呼ばれる条例策定までの道のり」、LGBT 連合会編『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう?』、2016 年 5 月、かもがわ出版、97 頁～110 頁(総頁数 254 頁)

浅倉むつ子「男女共同参画条例に基づく『苦情処理』の意義」、大島和夫他編『民主主義法学と研究者の使命 - 広渡清吾先生古稀記念論文集』、2015 年 12 月、日本評論社、497 頁～516 頁(総頁数 653 頁)

浅倉むつ子「包括的差別禁止立法の意義 - イギリス 2010 年平等法が示唆すること」、山田省三他編『労働法理論変革への模索 - 毛塚勝利先生古稀記念論集』、2015 年 2 月、信山社、581 頁～608 頁(総頁数 1002 頁)

浅倉むつ子「雇用差別禁止法制は『女性活用』の前提条件」、民主主義科学者協会法律部会編『改憲を問う - 民主主義法学からの視座』、2014 年 12 月、209 頁～214 頁(総頁数 256 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者
浅倉むつ子 (ASAKURA Mutsuko)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：80128561

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()